

# 電気料金種別定義書

【 Bプラン 】

2025年6月1日実施

株式会社美作国電力

## 1 定義

- 1 電気料金種別定義書【Bプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款【低圧・法人】（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- 2 本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります）を除いた日本全国に適用します。
- 3 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。
- 4 本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

## 2 実施期日

本定義書は、2025 年 6月 1 日より実施するものとします。

## 3 適用

### 1 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用致します。  
契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるもの。

### 2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## 4 契約容量

契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

$$(\text{式}) \quad \text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 ボルト(ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

## 5 電気料金

- 1 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうちどちらか大きい額と、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。  
最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。

## 6 契約電力の変更

- 1 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- 2 お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- 3 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 7 本定義書の変更および廃止

- 1 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更）に準じます。
- 2 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- 3 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます

## 8 電気料金表

### 1 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

| エリア   | 最低月額料金     |          | 従量料金単価               |         |
|-------|------------|----------|----------------------|---------|
| 中国エリア | 最初の15kWhまで | 430.00 円 | 16～120kWhまでの1kWhにつき  | 29.00 円 |
|       |            |          | 121～300kWhまでの1kWhにつき | 35.65 円 |
|       |            |          | 301kWh以降の1kWhにつき     | 37.52 円 |

### 2 燃料費調整

燃料費調整額は供給エリアのみなし小売電気事業者が公表する低圧供給に適用する燃料費調整単価に準じます。